

## 公益財団法人日本医療総合研究所賛助会員及び賛助会費に関する規程

### (目的)

**第1条** この規程は、定款第45条第2項及び同第3項の規定に基づき、公益財団法人日本医療総合研究所（以下「この法人」という。）の賛助会員の入会及び退会並びに入会金及び会費に関し必要な事項を定め、会員の地位の安定とこれに伴う会費収入の確保によってこの法人の財務基盤の確立を図ることを目的とする。

### (根拠)

**第2条** 定款第5条第4項の規定にかかわらず、賛助会費の取り扱いについては、定款第45条第2項の規定に基づき、この規程の定めるところによる。

### (入会手続)

**第3条** 賛助会員になろうとする個人又は団体は、この法人所定の入会申込書に添付書類を付して提出しなければならない。

2 入会の可否は、理事長が決定する。

### (理事会への報告)

**第4条** 理事長は、理事会に入会員等の状況を報告しなければならない。

### (入会金及び会費)

**第5条** 賛助会費は、次に掲げるところによる。

① 団体 1口を1万円（年額）として1口以上

② 個人 1口を6千円（年額）として1口以上

2 会員は、希望する口数の賛助会費をこの法人所定の方法により納入しなければならない。

3 事業年度の途中で入会した賛助会員のその事業年度の賛助会費は、理事長の承認により、月割とすることができる。

### (会費等の用途)

**第6条** 前条の賛助会費は、その75%を公益目的事業会計に直接計上し、公益目的事業に使用するものとし、残余である25%を法人会計に直接計上し、管理費に使用するものとする。

2 前項の規定に関わらず、理事会の決議に基づき法人会計から公益目的事業会計に他会計振替を行った金額は、公益目的事業に用いることができる。

### (任意退会)

**第7条** 賛助会員は、退会届をこの法人に提出して、任意に退会することができる。

2 前項の場合、賛助会員が納入した賛助会費については、これを返還しない。

### (賛助会員の地位の喪失)

**第8条** 前条の場合のほか、3年以上会費を滞納した者は、賛助会員の地位を喪失する。

### (補則)

**第9条** この規程に定めるもののほか、必要な事項は理事長が別に定める。

附 則（平成24年5月20日）

この規程は、公益財団法人日本医療総合研究所の設立の登記の日から施行する。